

第2期富谷市健康推進計画（案）パブリックコメントに対する市の考え方

| 番号 | ページ | 関連項目            | 意見の概要   | 市の考え方  |
|----|-----|-----------------|---|--|
| 1  | 103 | 基本方針1(1)<br>⑤喫煙 | <p>改正健康増進法では、第一種施設は「原則敷地内禁煙」としながらも、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる」とされている。</p> <p>また、厚労省「健康日本21(第三次)」推進のための説明資料において、喫煙率の減少を目指すにあたり、「たばこは我が国において長年その使用が容認されてきたものであって、目標値については社会的・経済的要因を考慮し、現実的で到達可能なものとすべきである」とされている。</p> <p>以上のことから、公共施設の受動喫煙対策についてもその考え方は踏襲されるべきであり、一律的に禁煙を強いるのではなく、市として分煙社会の実現を目指すべきと考える。</p> | <p>本市では、これまでも受動喫煙防止の啓発を行っており、喫煙者と非喫煙者の共存のために「分煙社会」の実現も目指すべきであると認識し、本計画においても一律的に禁煙を強いる施策は記載しておりません。</p> <p>一方で、本市が設置管理する第一種施設においては、2019年7月1日より敷地内禁煙としております。第一種施設は、妊娠されている方やお子さんなど、たばこの煙が健康に大きく影響する方を含むすべての市民の方が利用する施設であり、より積極的に受動喫煙防止の環境整備をするべき場所であるため、「敷地内禁煙」を継続する方向としております。</p> <p>引き続き、本市における受動喫煙の状況を注視してまいります。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |